

業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程

（第一種）

運営要領

平成22年11月18日

平成24年12月20日

平成26年 4月 1日

第1章 総 則

（総則）

第1条 この業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程（第一種）運営要領（以下「運営要領」という）は、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程（以下「規程」という）に基づき、第一種冷媒フロン類取扱技術者講習及び当該技術者の事務処理及び手続きについて必要事項を定める。

（定義）

第2条 この運営要領で「講習」とは、講義及び修了考査をいう。

第2章 様 式

（様式）

第3条 講習を実施するにあたり、規程及び本運営要領に定める様式は以下のとおり。

- (1) 規程第14条第1項(1)に規定する「実務経歴書」(様式1)
- (2) 規程第14条第1項(3)に規定する「講習受講願書」(様式2)
- (3) 規程第23条に規定する「第一種冷媒フロン類取扱技術者証」(様式3)
- (4) 規程第16条に規定する「受講票」(様式4)
- (5) 第12条第1項に規定する「再受講願書」(様式5)
- (6) 第12条第2項に規定する「再受講票」(様式6)
- (7) 第20条に規定する「修了考査試験結果通知書」(様式7)
- (8) 第22条第3項に規定する「技術者証再交付申請書」(様式8)
- (9) 第23条に規定する「登録内容変更申請書」(様式9)

第3章 講習の実施方法等

（講習の日程及び公示方法）

第4条 講習の日程及び公示方法については、日設連のホームページ、機関誌「冷凍空調設備」等に掲載するものとする。

（講習の実施計画）

第5条 講習の開催は、主催は日設連とし、共催として日設連を構成する団体（以下「構成団体」という）及び一般社団法人日本冷凍空調工業会（以下「日冷工」という）会員企業が実施する。

2 構成団体が共催として講習を実施する場合は、公共施設等を利用して実施する。

3 日冷工会員企業が共催として講習を実施する場合は、公共施設等を利用するか当該企業の研

修施設を使用して実施する。

第4章 講習の申込等

(講習の申込み)

第6条 講習の申し込みに当たり、申込者は、規程第14条に規定する書類及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

(受講審査等)

第7条 前条により受講の申込みのあった者に対し、次に掲げる基準に適合する者の受講を認める。

- (1) 受講の申込者が規程第13条第1項の規定に該当する者であること。
- (2) 前条に規定する必要な書類の提出及び適切に記載されていること。
- (3) 第8条に規定する受講料が払い込まれていること。

- 2 前項の審査は、願書及び添付書類により行う。
- 3 願書又は添付書類に不備を認めるときは補正を求め、補正できないとき又は受講の資格を有すると認められないときは、理由を付して、願書その他の書類と受講料を返還する。
- 4 第1項の規定により受講が認められ、かつ受講料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受験番号を記載した受講・受験票を交付する。
- 5 受講・受験票を交付すると同時に、原則、講習で使用するテキストを送付する。
- 6 受講者は、受講・受験票を携行し、テキストを持参しなければならない。

(受講料)

第8条 受講料の額は25,700円(税込み)とする。

- 2 受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
- 3 既納の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。
 - (1) 前条の審査の結果、受講資格を満たさないと認められたとき
 - (2) 日設連又は共催者の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (3) 受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (4) 受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったときただし、返却する場合は、受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

(受講料の返還)

第9条 前条第3項に規定する受講料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- (1) 前条第3項(1)の場合は、審査手数料2,100円と返還に係る費用
- (2) 前条第3項(2)の場合は、0円
- (3) 前条第3項(3)及び(4)の場合は、受講票交付以前においては、(1)の金額。受講票交付後においては、5,100円と返還に係る費用

(受講票の携行)

第10条 講習を受講する者は、講習当日、必ず受講票を携行しなければならない。忘れた場合は、受講できない場合がある。

2 再受講する者は、前項の規定を準用する。

（講習事務の業務）

第 11 条 第 5 条第 1 項に規定する主催者、共催者が実施する講習会の事務については、別途定める。

第 5 章 再受講等

（再受講手続き）

第 12 条 規程第 22 条の規定により再受講する者は、再受講願書（様式 5）に第 20 条に規定する修了考査試験結果通知書（様式 7）の写し及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

2 前項の再受講願書の記載に不備がなく、かつ再受講料の納入が確認されたときは、再受講者に対し試験会場、集合場所及び受講番号を記載した再受講票を交付する。

3 再受講者は、再受講票を携行しなければならない。

（再受講料）

第 13 条 再受講料の額は 12,300 円（税込み）とする。

2 再受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。

3 既納の再受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。

（1）日設連又は共催者の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき

（2）受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき

（3）受講申込み後、講習の実施日の 3 日前までに受講の取り消しの申し出があったとき
ただし、返却する場合は、再受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

（再受講料の返還）

第 14 条 前条第 3 項に規定する再受講料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

（1）前条第 3 項（1）の場合は、0 円

（2）前条第 3 項（2）及び（3）の場合は、再受講票交付以前においては、返還に係る費用。（1）再受講票交付後においては、3,100 円と返還に係る費用。

第 6 章 冷媒フロン類取扱技術者講習認定委員会等

（講習認定委員会の業務）

第 15 条 講習認定委員会の業務は、規程に規定しているもの他、次に掲げるものとする。

（1）講習の実施計画の作成

（2）テキスト及び講義要綱の作成

（2）試験問題及び採点基準の決定

（3）試験合否の決定及び合否の判定

（4）講師の選任

（5）その他登録講習の実施に関する基本的事項についての検討及び決定

(講習認定委員の委嘱等)

第 16 条 講習認定委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員長は、講習認定委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、講習認定委員会の職務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した講習認定委員が、その職務を代理する。

(講習認定委員の任期)

第 17 条 講習認定委員の任期は、2年とし、再任できるものとする。ただし、講習認定委員が欠けた場合における補欠の講習認定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(講習認定委員の解任)

第 18 条 会長は、講習認定委員が次に該当する場合、任期中であっても解任することができるものとする。

- (1) 心身の故障のため職務に耐えられないと認められたとき。
- (2) 職務の遂行に適性を欠くと認められたとき。
- (3) 委員から辞任の申し出があったとき

(講習認定委員会会議及び議決)

第 19 条 講習認定委員の招集は、委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認める場合は、委員長に委員を招集させることができるものとする。
- 3 議決事項については、講習認定委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 会議は、講習認定委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

第 7 章 講習の合否

(合否の通知)

第 20 条 合否の判定結果は、修了考査試験結果通知書により本人に通知する。

(不正手段による受講者に対する措置)

第 21 条 会長は、不正手段によって講習を受けようとし、又は受けた者に対しては、その受講を停止し、若しくは合格の決定を取り消すものとする。

第 8 章 技術者証の交付等

(第一種冷媒フロン類取扱技術者証の交付及び再交付)

第 22 条 規程第 23 条の規定により、第一種冷媒フロン類取扱技術者証（以下「技術者証」という）を交付する。

- 2 技術者証に次の各号が生じた場合には、申請者の申請により技術者証の再交付をすることができる。
 - (1) 氏名を変更したとき

（２）技術者証を亡失や汚損、破損したとき

- 3 第一種冷媒フロン類取扱技術者は、技術者証を前項の理由により再交付を申請する場合は、その理由を記載した技術者証再交付申請書を会長に提出し、技術者証の再交付を受けるものとする。
- 4 技術者証の再交付申請料は、5,100円（税込み）とする。

（内容の変更）

第23条 技術者証及び提出した願書の記載内容に変更がある場合は、速やかに「登録内容変更申請書」（様式9）により日設連事務局まで届出するものとする。

第9章 技術者証の有効期限等

（有効期限）

- 第24条 技術者証の有効期限は、交付した日から5年間とする。ただし、技術者証の初回交付の有効期限は、技術者証交付の日から5年経過後の6月30日（技術者証交付の日が1月1日から6月30日の場合）または12月31日（技術者証交付の日が7月1日から12月31日の場合）までとする。この有効期限は、技術者証の表面に記載するものとする。
- 2 第一種冷媒フロン類取扱技術者は、有効期限の前の2年以内に規程第25条に規定する更新講習に参加し受講することにより、有効期限を5年間延長する技術者証の更新申請をすることができる。

第10章 更新

（更新手続き）

- 第25条 技術者証の更新は、別途定める手続きにより申請する。
- 2 技術者証更新申請料は、5,100円（税込み）とする。

（更新講習の実施）

第26条 技術者証の更新を申請するためには、更新講習を受講しなければならない。更新講習の実施方法、その他詳細については、別途定める。

第11章 秘密の保持

（秘密の保持）

第27条 講習に携わる全ての者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第12章 講習に関する書類

（書類の保存）

第28条 会長は、講習に関する次の各号に掲げる書類を、講習を実施した日から3年間保存しなければならない。

- （１）願書及びその添付書類
- （２）終了した講習の試験問題及び答案用紙

第13章 雑則

(運営要領の改廃)

第29条 本運営要領の改廃は、冷媒フロン類取扱技術者講習認定委員会の承認を得て行う。

(講習事務の細目)

第30条 講習事務の実施に必要な細目は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成22年11月18日から施行する。
2. 平成23年9月30日までは、第5条の規定に関わらず、日設連主催で開催する。
3. この規程は、平成26年4月1日から施行する。